

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
事業所設置事業	中小企業者が事業所を設置したとき。 (家屋固定資産評価額 500 万円以上)	固定資産税課税標準額の 100 分の 2.8 以内 1,000 万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(事業所設置事業に対する補助)

第5条 市長は、中小企業者が固定資産税に係る家屋の評価額が 500 万円以上の事業所を設置したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、新たに市が当該施設に賦課した固定資産税の課税標準額の 100 分の 2.8 に相当する額以内とし、1,000 万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(事業所設置事業の範囲)

第6条 条例第5条第1項に規定する事業所は、別表第1に掲げる産業に属する事業を行うための建物、構築物及びそれらに附属する施設(事業所が住居等との併用建物であるときは、当該住居等の用に供している部分は除く。)とし、当該事業所は道路等により区画されている区域に設置されているものでなければならない。

2 条例第5条第1項に規定する事業所の設置とは、前項に定める事業所を本市に新設し、増設し、又は改設することをいう。

補助対象要件

- ・中小企業者(別表に定める業種に限る)
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税を完納していること(法人の場合は代表者も)
- ・家屋固定資産評価額 500 万円以上の事業所を設置した場合(土地は含まない)

その他詳細

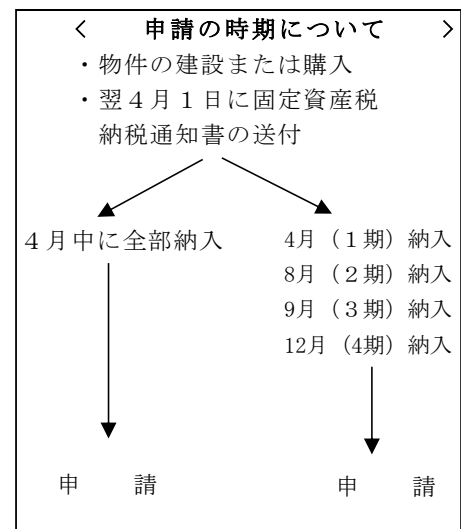
- ・事業を行うための建物、構築物及びそれらに付属する施設(住居部分は除く)が対象。
- ・付属する施設とは駐車場、トイレなど。用地は対象外。
- ・事業所の設置とは、本市に新設、増設、改設することをいう。
- ・中古及び新設物件の購入も補助対象。また改設とは建て直しのことをいう。
- ・企業立地奨励金の対象となる場合がある。
- ・補助金の交付は同一年度内に1回限り。
- ・他の補助金との併用不可。

申請の時期(事業完了日)

対象物件に係る固定資産税を納税後
(分納の場合は最終支払い終了後)

申請期限

- ・令和8年3月から令和8年7月末日までに事業が完了したもの…令和8年8月31日(月)
 - ・令和8年8月から令和9年1月末日までに事業が完了したもの…令和9年3月1日(月)
- ※令和9年2月及び3月に事業が完了するものは
令和9年度受付予定です。



提出書類

1 交付申請提出書類（各1通）

	法人	個人	提出書類	備考	
共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(第1号様式)	中小企業振興補助金交付申請書★	産業振興課 HP
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		事業所の概要、事業の概要★	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		収支決算書★	
	<input type="checkbox"/>		法人登記簿謄本（原本）		
		<input type="checkbox"/>	住民票抄本（原本）		マイナンバーの記載がないもの
		<input type="checkbox"/>	直近の確定申告書（写し）		事業開始1年未満で確定申告を行っていない場合は、開業届（写し）
	<input type="checkbox"/>		定款又は規約（写し）		
	<input type="checkbox"/>		市税の納税証明書（法人）（原本）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市税の納税証明書（代表者）（原本）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配置図及び設計図（写し）		平面図などの図面
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋）公課証明書又は課税（土地・家屋）明細書（写し）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産税領収書（写し）		
新築・増改築等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事の請負契約書（写し）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事費の請求書（写し）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事費の支払いが確認できるもの（写し）		領収書等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築確認済証（写し）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築検査済証（写し）		
物件購入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	売買契約書（写し）		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	売買契約書に関する支払いが確認できるもの（写し）		領収書等

※他、不動産登記簿謄本（原本）等、場合により追加提出していただくことがあります。

2 交付請求提出書類（各1通）

	法人	個人	提出書類	備考
共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(第4号様式) 中小企業振興補助金交付請求書★	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書★	既に同口座で提出済みなら不要

★の書類は市HP「新居浜市中小企業振興補助金の申請受付について」内でダウンロードいただけます。